

歯科診療報酬点数表（令和4年4月版） web追補①

（令和4年5月・社会保険研究所）

web追補は、原則として材料価格等の改正のみに対応した追補となります。

- ・「令和4年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」（令和4年3月31日医療課事務連絡）
 - ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和4年4月28日厚生労働省告示第174号）（令和4年5月1日適用）
 - ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和4年4月28日保医発0428第6号）（令和4年5月1日適用）
- により、材料価格・材料点数の一部が改正されます。

●「令和4年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」（令和4年3月31日医療課事務連絡）による一部訂正

198頁・M010-4根面被覆（1歯につき）

訂正前	訂正後
<p>【根面被覆の保険医療材料】 根面被覆（1歯につき）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 レジン充填によるもの 11点</p>	<p>【根面被覆の保険医療材料】 根面被覆（1歯につき）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 レジン充填によるもの 11点</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 複合レジン系</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) グラスアイアオノマー系</p> <p style="margin-left: 40px;">イ 標準型 8点</p> <p style="margin-left: 40px;">ロ 自動練和型 9点</p>

●「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和4年4月28日保医発0428第6号）による使用歯科材料の改正（令和4年5月1日適用）

※保険医療材料の点数以外には黄色のアミを附しています。

頁	保険医療材料	令和4年4月まで	令和4年5月から
190頁	<p>M002 支台築造（1歯につき）</p> <p>1 間接法</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) メタルコアを用いた場合</p> <p style="margin-left: 40px;">イ 大白歯 76点</p> <p style="margin-left: 40px;">ロ 小白歯・前歯 47点</p>		
196頁	<p>M010 金属歯冠修復（1個につき）</p> <p>1 14カラット金合金</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) インレー</p> <p style="margin-left: 40px;">複雑なもの 898点</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 4分の3冠 1,123点</p> <p>2 金銀パラジウム合金（金12%以上）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 大白歯 964点</p>		

	イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 5分の4冠 ハ 全部金属冠 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 4分の3冠 ハ 5分の4冠 ニ 全部金属冠 3 銀合金 (1) 大白歯 イ (略) ロ 5分の4冠 ハ (略) (2) 小白歯・前歯・乳歯 イ インレー a (略) b 複雑なもの ロ・ハ (略) ニ 全部金属冠	<u>379点</u> <u>700点</u> <u>881点</u> <u>1,108点</u> <u>258点</u> <u>512点</u> <u>633点</u> <u>633点</u> <u>794点</u> <u>49点</u> <u>28点</u> <u>44点</u>	<u>410点</u> <u>759点</u> <u>955点</u> <u>1,201点</u> <u>279点</u> <u>555点</u> <u>686点</u> <u>686点</u> <u>860点</u> <u>50点</u> <u>29点</u> <u>45点</u>
197頁	M010-3 接着冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 前歯 (2) 小白歯 (3) 大白歯 2 銀合金 (1)・(2) (略) (3) 大白歯	 <u>633点</u> <u>633点</u> <u>881点</u> <u>49点</u>	 <u>686点</u> <u>686点</u> <u>955点</u> <u>50点</u>
198頁	M010-4 根面被覆（1歯につき） 1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大白歯 ロ 小白歯・前歯	 <u>379点</u> <u>258点</u>	 <u>410点</u> <u>279点</u>
198頁	M011 レジン前装金属冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 2 銀合金を用いた場合	 <u>988点</u> <u>98点</u>	 <u>1,071点</u> <u>99点</u>
199頁	M011-2 レジン前装チタン冠（1歯につき）	(略)	(略)
203頁	M017 ポンティック（1歯につき） 1 鑄造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大白歯 ロ 小白歯 (2) (略) 2 レジン前装金属ポンティック	 <u>1,276点</u> <u>961点</u>	 <u>1,383点</u> <u>1,042点</u>

	(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 <u>イ 前歯</u> <u>ロ 小臼歯</u> <u>ハ 大臼歯</u> (2) 銀合金を用いた場合 <u>イ 前歯</u> <u>ロ 小臼歯</u> <u>ハ 大臼歯</u>	<u>767点</u> <u>961点</u> <u>1,276点</u> <u>62点</u> <u>62点</u> <u>62点</u>	<u>831点</u> <u>1,042点</u> <u>1,383点</u> <u>63点</u> <u>63点</u> <u>63点</u>
207頁	M020 鑄造鉤（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 <u>イ 大・小臼歯</u> <u>ロ 犬歯・小臼歯</u> (2) 二腕鉤（レストつき） <u>イ 大臼歯</u> <u>ロ 犬歯・小臼歯</u> <u>ハ 前歯（切歯）</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 双子鉤 <u>イ 大・小臼歯</u> <u>ロ 犬歯・小臼歯</u> (2) 二腕鉤（レストつき） <u>イ 大臼歯</u> <u>ロ 犬歯・小臼歯</u> <u>ハ 前歯（切歯）</u>	 <u>1,163点</u> <u>946点</u> <u>946点</u> <u>727点</u> <u>560点</u> <u>1,020点</u> <u>798点</u> <u>700点</u> <u>609点</u> <u>565点</u>	 <u>1,249点</u> <u>1,016点</u> <u>1,016点</u> <u>780点</u> <u>601点</u> <u>1,106点</u> <u>865点</u> <u>759点</u> <u>660点</u> <u>612点</u>
207頁	M021 線鉤（1個につき） 2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 (2) 二腕鉤（レストつき）	<u>559点</u> <u>432点</u>	<u>599点</u> <u>463点</u>
208頁	M021-2 コンビネーション鉤（1個につき） 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) <u>前歯</u> (2) <u>犬歯・小臼歯</u> (3) <u>大臼歯</u>	<u>282点</u> <u>305点</u> <u>350点</u>	<u>306点</u> <u>330点</u> <u>380点</u>
208頁	M021-3 磁性アタッチメント（1個につき） 2 キーパー付き根面板（根面板の保険医療材料（1歯につき）） (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） <u>イ 大臼歯</u> <u>ロ 小臼歯・前歯</u> (2) 銀合金 イ（略） ロ 小臼歯・前歯	<u>700点</u> <u>512点</u> <u>28点</u>	<u>759点</u> <u>555点</u> <u>29点</u>

209頁	M023 バー（1個につき） 1 鋳造バー (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	1,636点	1,773点
------	--	--------	--------

- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和4年4月28日厚生労働省告示第174号）による材料価格基準の改正（令和4年5月1日適用）

286頁

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
品名	単位	令和4年4月まで	令和4年5月から	
002 歯科鋳造用14カラット金合金 インレー用（J I S適合品）	1 g	5,607円	6,019円	
003 歯科鋳造用14カラット金合金 鉤用（J I S適合品）	1 g	5,590円	6,002円	
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	5,740円	6,152円	
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	5,567円	5,979円	
006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	3,149円	3,413円	
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	3,706円	3,952円	
011 歯科鋳造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品）	1 g	143円	145円	
012 歯科鋳造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品）	1 g	176円	178円	
013 歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	261円	265円	

正誤

本書について、以下の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

- 196頁・左欄・下から9～6行目

「キーパーを装着した金属歯冠修復は2又は4の材料料、キーパーの材料料及びキーパーの装着の材料料の合計により算定する。」を削除する。

- 197頁・右欄・上から21～35行目

「※ 歯内療法により根の保存可能なものに適切な保存処置の上、有床義歯（M030有床義歯内面適合法の「2」軟質材料を用いる場合で義歯床用軟質裏装材を使用して間接法により床裏装を行った場合は除く。）に磁性アタッチメントを使用することを目的とし、キーパーを装着した金属歯冠修復で根面を被覆した場合は、1歯につき、M005装着の「1」歯冠修復及び「注2」内面処理加算2並びに本区分の「1のイ」単純なものを準用して算定する。また、保険医療材料料は、M005装着の「1」歯冠修復及び本区分の「1のロ」複雑なものに準じて算定するとともに、キーパーの材料料を算定する。この場合において、歯冠形成はM001歯冠形成の「3のイ」単純なものを算定し、装着はM005装着の「1」歯冠修復を算定する。なお、実施に当たっては、関連学会の定める基本的な考え方を参考とする。また、キーパーを使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理する（診療録に貼付する等）」を削除する。